

守谷市上下水道事業告示第18号

守谷市上水道転換支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地下水において水質汚染事案が発生している状況を踏まえ、定期的な水質検査の実施が必要な飲用井戸等から安全・安心な上水道への転換を図り、もって公衆衛生の向上に寄与するため、令和8年度茨城県上水道転換支援事業に係る補助金交付要綱に基づき、飲用井戸等から上水道に転換するための工事を行う者に対して、当該工事に係る水道事業分担金（以下「分担金」という。）及び工事費用を補助することに関し、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲用井戸等 守谷市安全な飲料水の確保に関する条例（平成26年守谷市条例第2号）第2条第5号に規定する飲用井戸等であつて、飲用水を供給する井戸等をいう。
- (2) 上水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業であつて、計画給水人口が5,000人を超えるものをいう。
- (3) 上水道転換 現に市内に飲用井戸等を有し、当該飲用井戸等を生活用水として利用している者が、上水道に接続することをいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 上水道転換と市の水道メーター設置を併せて行う工事
- (2) 守谷市指定給水装置工事事業者が施行し、かつ守谷市水道事業給水条例（平成10年守谷町条例第14号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定による工事の申込みを行っている工事
- (3) 令和8年4月1日以降に着手し、令和9年2月19日までに、条例第7条第2項の工事検査が完了する見込みである工事

(補助対象者)

第4条 市長は、補助対象工事を行う者で、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 上水道転換工事に係る建築物の所有者又は建築物の所有者から承諾を得た者（当該建築物に係る土地の所有者と同一でない場合は、当該土地の所有者の承諾を得た者に限る。）

(2) 補助対象工事を、公共事業に伴う補償工事の対象として行わない者
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象として市長が認める経費は、上水道転換に係る分担金及び第3条第1号に規定する工事に係る費用とする。

(補助金の交付単位と額)

第6条 補助金の交付単位は、上水道転換1件ごととし、補助金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 分担金に対する補助金の額は、3万円とする。

(2) 上水道転換工事費用に対する補助金額は、3万円を上限とする。ただし、工事費用が3万円を超えない場合は工事費用の全額とし、算出された額に千円未満の端数があるときは、その端数は切捨てとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、上水道転換工事が完了し、条例第7条第2項の工事検査を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月19日のいずれか早い日までに、守谷市上水道転換支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 上水道転換工事に係る工事費支払領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類の審査及び工事の検査を行い、補助対象工事が適正に執行されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、守谷市上水道転換支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、補助金を交付しないことを決定したときは、守谷市上水道転換支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、補助金の交付を受ける者が指定する金融機関の預金口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、守谷市上水道転換支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第4号)により通知するとともに、期限を定めて当該補助金の返還を命ずる

ものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知をするときは、補助金の交付を受けた者に対してその理由を示さなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。